

施策目標4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等(政策医療)を推進すること

施策目標	実績目標	評価指標
4-I 政策医療を着実に実施すること	政策医療の実施体制の整備を図ること	地域の医療従事者を対象とした研修会等の受入数 研究論文数 政策医療に係る研究機能(臨床研究センター、臨床研究部の数)
4-II 経営基盤の安定化を図ること	経営の改善を行うこと	経常収支率(施策目標4-I、IIIの状況を踏まえて評価)
4-III 医療資源の集中・集約(再編成)を図ること	行政改革大綱(平成12年12月閣議決定)に基づき、昭和61年再編成計画に掲げる32施設及び平成11年見直し計画に掲げる13施設の国立病院・療養所の再編成を実施すること	再編成実施設数

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

施策目標	実績目標	評価指標
<p>5-I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること 注2)</p>	<p>都市部におけるDOTS対策の実施を図ること</p> <p>若年層の性感染症対策を図ること</p> <p>法に基づく予防接種の実施を推進すること</p>	<p>新規結核登録患者数</p> <p>新規塗抹腸性患者数</p> <p>小児(14歳以下)の結核新規発生患者数</p> <p>淋菌感染症報告数</p> <p>性器クラミジア報告数</p> <p>性器ヘルペス報告数</p> <p>尖形コンジローム報告数</p> <p>梅毒報告数</p> <p>ジフテリア報告数・死亡数</p> <p>百日せき報告数・死亡数</p> <p>急性灰白髄炎報告数・死亡数</p> <p>麻しん報告数・死亡数</p> <p>風しん報告数・死亡数</p> <p>日本脳炎報告数・死亡数</p> <p>破傷風報告数・死亡数</p> <p>インフルエンザ報告数・死亡数</p>
<p>5-II 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること</p>	<p>医療の受診機会を増加させること</p> <p>難病研究を充実し、国民に情報を提供すること</p>	<p>都道府県の難病医療拠点病院・協力病院数</p> <p>難病情報センターのアクセス件数</p> <p>特定疾患対策研究事業の研究論文数</p> <p>支給件数</p> <p>平均処理日数</p>
<p>5-III ハンセン病対策の充実を図ること</p>	<p>補償金支給事務の迅速な実施を図ること</p> <p>ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ること</p>	<p>普及啓発パンフレットの配布件数</p> <p>ハンセン病資料館の入館者数</p>

施策目標	実績目標	評価指標
5-IV エイズの発生・まん延の防止を図ること	HIV感染者・患者報告数を減少させる(少なくとも前年報告数以下)にすること エイズに対する医療、相談体制の整備を図ること	エイズ発生動向調査における報告数(HIV感染者報告数、エイズ患者報告数) 保健所におけるエイズ相談受付件数 HIV抗体検査件数 エイズ予防財団の実施する電話相談件数
5-V 適正な臓器移植の推進等を図ること	臓器移植法に基づく適正な臓器移植の普及を図ること	臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数(カード、保険証用シール、運転免許証用シール) 心臓移植実施件数 肺移植実施件数 肝臓移植実施件数 腎臓移植実施件数 膵臓移植実施件数 小腸移植実施件数 角膜移植実施件数 骨髄提供希望登録者数 骨髄提供希望登録者数のうち新規登録者数 骨髄移植実施件数 保存さい帯血公開個数 さい帯血移植実施件数
5-VI 原子爆弾被爆者等を援護すること	迅速に原爆症の認定を図ること 被爆者の健康の保持・増進を図ること	認定処理件数(処理期間) 被爆者健康診断受診率

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療用具を国民が適切に利用できるようにすること

施策目標	実績目標	評価指標
6-I 有効性・安全性の高い新医薬品・医療用具の迅速な承認手続きを進めること	新医薬品・医療用具の優先審査を進めること 標準事務処理期間内に処理すること	優先審査承認品目の割合 申請件数と処理件数 標準事務処理機関
6-II 医薬品・医療用具の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること	リスクの低いものについて基準を定めて自己認証制度等の対象とすること 製造業、薬局等への立入検査を徹底すること 不良品の回収を徹底すること 医薬品の安全性に関する情報を充実させること	JIS認定工場数/医療用具製造業者数(平成12年末 212/2709) 立入検査件数 指導等件数 自主回収の件数 医薬品情報提供ホームページへのアクセス数 医薬品の使用上の注意の改定件数
6-III 医薬分業を推進すること	地域単位での医薬分業を推進すること	地域ごとの分業計画整備率 地域別分業率
6-IV 医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと	適切な徴収、給付を推進すること	拠出金額と給付額

施策目標7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること

施策目標	実績目標	評価指標
<p>7-I 血液製剤の国内自給の推進を図ること</p>	<p>効果的な献血の普及を推進し、年次計画による原料血漿確保目標量を確保すること</p> <p>輸血用血液製剤の国内自給を維持し、血漿分画製剤の国内自給を推進すること</p> <p>献血受入体制を整備すること</p>	<p>原料血漿確保量</p> <p>原料血漿確保目標量</p> <p>献血者数</p> <p>献血量</p> <p>輸血用血液製剤の国内自給率</p> <p>アルブミン製剤の国内自給率</p> <p>免疫グロブリン製剤国内自給率</p> <p>血液凝固第Ⅷ因子製剤(血液由来)の国内自給率</p> <p>献血ルーム数</p> <p>成分採血装置数</p> <p>血液製剤使用量</p> <p>全血製剤</p> <p>赤血球製剤</p> <p>血小板製剤</p> <p>血漿製剤</p> <p>アルブミン製剤</p> <p>グロブリン製剤</p> <p>使用指針等策定の進捗状況</p> <p>検査項目数</p> <p>検査実施率</p> <p>平均献血回数</p>
<p>7-II 血液製剤の使用適正化を推進すること</p>	<p>需給動向調査を実施すること</p> <p>使用指針等を策定すること</p>	
<p>7-III 血液製剤の安全性の向上を図ること</p>	<p>各種抗体検査等を実施すること</p> <p>複数回献血を推進すること</p>	

施策目標8 保健衛生上不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること

施策目標	実績目標	評価指標
8-I 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	国家買上げ及び備蓄を実施すること	供給要請数と売込数
	需要調査及び需要予測を行うこと	需要量と供給量
	新型インフルエンザワクチン株(当面30株)の開発を行うこと	新型インフルエンザワクチン株(当面30株)の開発株数

施策目標9 新医薬品・医療用具の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

施策目標	実績目標	評価指標	
9-I 医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること	質の高い医薬品・医療用具等の安定供給等を確保する観点から、医薬品・医療用具に関する事業者の振興を図ること	市場規模	医薬品 医療機器
		製造業者数	医薬品 医療機器
9-II 医薬品・医療用具の流通改善を図ること	取引慣行の改善による公正な競争を実現すること 流通の効率化、合理化を促進すること	販売業者数	医薬品 医療機器
		新医薬品・医療用具の承認取得数	医薬品 医療機器
9-III バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療用具等の研究開発を推進すること	画期的な医薬品、医療用具等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること	不正な競争の事案数	
		平均の流通コスト等	
9-IV 患者数が少なく、研究開発が進みにくい希少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること	希少疾病用医薬品を開発すること 小児・未熟児用医薬品の承認取得を促進するとともに、新型剤型を開発すること	新医薬品・医療用具の承認取得数	新医薬品 医療機器
		希少疾病用医薬品・医療用具の承認取得数	新医薬品承認数

施策目標10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること

施策目標	実績目標	評価指標
10-I 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること	多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること	市場規模 業者数

施策目標11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策目標	実績目標	評価指標														
11-I 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	医療保険財政の安定を図ること	<table border="1"> <tr> <td>赤字保険者数</td> <td>健保組合 市町村国保</td> </tr> <tr> <td>財政窮迫健保組合の指定件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国保安定化計画の指定市町村数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制度別収支状況</td> <td>健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保、赤字補填額を加味したもの</td> </tr> <tr> <td>国民医療費のNI比</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一人当たり保険料額</td> <td>健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保</td> </tr> <tr> <td>一人当たり給付費額</td> <td>健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保</td> </tr> </table>	赤字保険者数	健保組合 市町村国保	財政窮迫健保組合の指定件数		国保安定化計画の指定市町村数		制度別収支状況	健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保、赤字補填額を加味したもの	国民医療費のNI比		一人当たり保険料額	健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保	一人当たり給付費額	健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保
赤字保険者数	健保組合 市町村国保															
財政窮迫健保組合の指定件数																
国保安定化計画の指定市町村数																
制度別収支状況	健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保、赤字補填額を加味したもの															
国民医療費のNI比																
一人当たり保険料額	健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保															
一人当たり給付費額	健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保															

施策目標	実績目標	評価指標
<p>11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p>	<p>保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする事</p>	<p>保険料の徴収額 健保組合 政管健保 市町村国保 国保組合</p> <p>保険料(税)の収納額 健保組合 政管健保 市町村国保 国保組合</p> <p>滞納処分件数 市町村国保・国保組合</p>
	<p>保険者、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬等を適正に把握すること</p>	<p>資格関係事由によるレセプト返戻率</p>
	<p>レセプト点検や医療費通知等を通じて、医療費の給付を適正に行うこと</p>	<p>医療費通知実施保険者数 健保組合 市町村国保・国保組合</p> <p>レセプト点検実施保険者数 健保組合 市町村国保 市町村国保 国保組合</p> <p>第三者求償件数等</p>
	<p>審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること</p>	<p>電算処理されたレセプトの割合 支払基金審査分 医科</p> <p>電算処理されたレセプトの割合 国保連審査分 医科</p> <p>査定率(原審査、点数率) 社会保険診療報酬支払基金分</p> <p>査定後容認率(点数率) 基金責任分</p> <p>指導件数</p>
	<p>保険医療機関等に対する適切な指導を行うこと</p>	<p>指導件数</p>

施策目標12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

施策目標	実績目標	評価指標
12- I 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	保健所、市町村保健センター等の整備を通じた地域保健活動の基盤を整備すること 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること	保健所・市町村保健センター設置数 保健師未設置又は1人設置の市町村数 保健師中央研修受講者人数 保健所専門職人数 健康危機管理保健所長研修受講者数 保健所長充足率 「地域における健康危機管理のための手引書」
12- II 国民の心身の健康の維持増進を図ること 注3)	2010年までに「健康日本21」に掲げた目標を達成すること	「健康日本21」に掲げた目標(9分野70項目) 健康づくり支援者養成数 地方計画策定実績数
12- III 医療保険者が行う健康管理事業を推進すること	医療保険者が保健福祉事業の一環として行う健康管理事業を効果的に推進すること	健康管理事業の実施状況(検診実施件数) 健康管理事業の実施状況(事後指導実施件数等) 健康管理実施状況(健康管理事業に要する費用) 政府管掌健康保険 市町村国保・国保組合 政府管掌健康保険 健保組合 政府管掌健康保険 市町村国保

施策目標	実績目標	評価指標
12-IV 労働者の健康の確保を図ること 注4) 基本目標3施策目標2-III 労働衛生対策の推進を図ること	じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等を減少させること 過重労働による健康障害防止、心の健康づくりを含めた健康の確保及び産業保健に対する支援を図ること	業務上疾病者数 酸素欠乏者等死亡者数 一酸化炭素中毒死亡者数 科学物質管理支援事業の利用状況(化学物質管理者研修受講者数) THP導入指導の実施事業場数 THP導入指導の実施対象者数 小規模事業主THP体験研修実施回数 小規模事業主THP体験研修参加人数 研修事業開催回数 研修事業参加者数 モデル事業事業場数 モデル事業場におけるメンタルヘルスの専門家による取組指導回数 産業保健スタッフに対する研修の実施回数 事業者等からの相談件数 過重労働総合対策関係パンフレット配布件数
	中小規模事業場における心とからだの健康づくり(THP)の普及状況 メンタルヘルス指針の普及状況 産業保健推進センターの利用状況 過重労働による健康障害防止対策の状況	

施策目標	実績目標	評価指標
12-V 親子ともに健康な生活を確保すること 注5) 基本目標6施策目標7-1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図ること 注3)	10代の人工妊娠中絶実施率を減少させること	10代の人工妊娠中絶実施率(平成11年(人口千人対)10.6)
7-II 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を図ること 注3)	妊産婦死亡率を平成22年度までに半減させること 周産期医療ネットワークを平成16年度までに47都道府県に設置すること 不妊専門相談センターを平成16年度までに47都道府県に設置すること	妊産婦死亡率(平成11年(出生10万人対)6.1) 周産期医療ネットワーク(平成12年 14都道府県) 不妊専門相談センター(平成12年 18都道府県)
7-III 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を図ること 注3)	乳児死亡率の世界最高水準を維持すること 乳児(1～4歳)死亡率を平成22年度までに半減させること	乳児死亡率(平成12年(出生千人対)3.2) 幼児(1～4歳)死亡率(平成11年(人口10万人対)33.0)
7-IV 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ること 注3)	子育てに自信が持てない親の割合を減少させること 育児に参加する父親の割合を増加させること	子育てに自信が持てない親の割合(平成12年度幼児健康度調査 27.4%(社団法人日本小児保健協会) 育児に参加する父親の割合(平成12年度幼児健康度調査 37.4%(社団法人日本小児保健協会))
12-VI 高齢者の健康づくりを推進すること 注6)	介護予防事業を推進すること	介護予防事業の実施市町村数(各メニューごと) 個別健康教育(4種類)の実施延べ人員数 実施市町村数(種類ごと) 基本健康診査の受診率 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村数 老人クラブ活動等事業の老人クラブ数 老人クラブの加入者数
基本目標9施策目標3-I 高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること	老人保健事業(保健事業第4次計画)を推進すること 高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援を推進すること 高齢者の生活支援事業を推進すること 生活支援のための施設の整備を図ること	生活支援ハウスの箇所数 ケアハウスの入所定員数
3-II 高齢者の生活支援を推進すること 注3)	生活支援ハウスの箇所数 ケアハウスの入所定員数	生活支援ハウスの箇所数 ケアハウスの入所定員数

施策目標13 健康危機管理を推進すること

施策目標	実績目標	評価指標
13- I 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	危機管理に対応するための組織を整備すること 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応すること	健康危機管理調整会議(幹事会)の定期開催(月2回) 健康危機管理調整会議(幹事会)の随時開催

実績評価体系の作成 —実践と課題—

大久保一郎（筑波大学社会医学系）

齋藤正基（明治安田生活福祉研究所）

研究要旨：本研究の「理論的視点からの実績評価体系の見直し」に示した業績測定理論に基づき、厚生労働省の実績評価において、適用が可能な目標および評価指標を策定することを研究目的とした。

まず、平成16年度および平成17年度の厚生労働省の予算案を参考に、実績評価の対象とする施策を選定した。そして、当該施策から予算の配分を受けている事業について、ロジック・モデルを作成した。最後に当該ロジック・モデルに示された業績情報の中から、目標および評価指標を選定した。

その結果、厚生労働省は、実施中の施策について、ロジック・モデルを踏まえた実績評価を実施することで、既存の施策の軌道修正を行えることが示唆された。

A. 研究目的

本研究の「理論的視点からの実績評価体系の見直し」において検討した目標および評価指標の策定方法を実践し、厚生労働省における実績評価の体系の具体例を示す。

B. 研究方法

本研究の「理論的視点からの実績評価体系の見直し」において示した通り、以下の①～⑥の手順で、実績評価の体系を策定する。

セオリー評価を行うことで、厚生労働省の施策が評価に耐えうるものであるかどうかを確認する。その上で、ロジック・モデルに示される業績情報の中から、実績評価において設定すべき目標と選定すべき評価指標の例を提示する。

実績評価の体系の策定方法

- ①評価対象となる施策の選定
- ②施策の目標の明確化
- ③評価対象となる施策に係る事業の明確化
- ④ロジック・モデルの作成（事業の顧客の分類を含む）
- ⑤事業の目標の設定
- ⑥評価指標の選定

C. 研究結果および考察

1. 医療安全対策や医療に関する情報提供の推進

（1）評価対象となる施策の選定

「平成16年度厚生労働省予算案の主要事項」によると、厚生労働省における「医療安全対策や医療に関する情報提供の推進」に20億円の予算が要求されている。そこで、当該施策を評価対象とする。

(2) 施策の目標の明確化

厚生労働省のホームページに公開されている予算案には、当該施策に予算を配分する理由が記載されていない。したがって、公開されている予算書からは、当該施策に期待される成果が分からない。これは、予算書を参考に実績評価における基本目標および施策目標を設定することはできないことを意味する。

現在、厚生労働省の政策評価に係る基本計画、実績評価書などの資料においても、予算の配分を受けたことが明らかな施策は記載されていない。そのため、厚生労働省における施策への予算の配分は、施策に期待されている成果に基づいての実施ではないことが推測される。いずれにせよ、厚生労働省は、基本目標および施策目標に係る施策を明らかにし、当該施策が予算の配分を受けた理由を公表するべきである。

(3) 評価対象となる施策に係る事業の明確化

当該施策に係る事業には、「医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の実施」、「医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進」、「医療安全支援センターへの総合支援」、「根拠に基づく医療 (EBM)」、「医療のIT化等の着実な推進」がある。

(4) ロジック・モデルの作成

本研究では、評価対象とした施策に係る事業の中から、「医療安全支援センターへの総合支援」事業を対象として、ロジック・モデルを作成した(図1)。

当該事業によって支援を受ける医療安全支援センターは、患者とその家族の医療に

関する苦情や相談に対応することなどを目的として、都道府県などに設置されている。当該事業において実施する医療安全支援センターへの支援は、医療相談を受ける者を対象とした研修、センター代表者による情報交換会、専門的な研修の実施、相談事例などの収集や分析などである。

ロジック・モデルを作成するために、当該事業の顧客を中間顧客と最終顧客に区分する。当該事業の中間顧客となるのは、医療安全支援センターである。同センターの職員は、当該事業の研修を受けることで、技能を向上させる。それは、当該事業の最終目標ではないが、最終目標に繋がる成果と考えられる。したがって、当センターの職員は、事業の顧客であるといえる。

当該事業の最終顧客となるのは、患者とその家族である。医療安全支援センターの職員が、当該事業の研修を受けて技能を向上させることで、相談者である患者とその家族は、納得のできる医療相談ができるようになることが想定されるためである。

このような当該事業の顧客や実施事項を踏まえたロジック・モデルを作成することで、インプットから最終アウトカムまでの流れが明らかになる。

「医療安全支援センターへの総合支援」事業は、厚生労働省から日本医療機能評価機構への委託事業である。したがって、インプットに該当するのは当該事業の委託費である。業務の委託先の実施に因る成果の出現の有無は、厚生労働省が事業委託の継続または中止などを検討するための指標となる。したがって、当該事業の成果の測定を実施する必要がある。

また、当該事業の委託を受けた日本医療

機能評価機構が、医療安全支援センターにおける職員の技能向上のために開催する研修会をアウトプットとする。研修会に当センターの職員が参加することも事業のアウトプットと捉えることができる。

一方、日本医療機能評価機構が、全国から収集した相談事例の分析を実施することも、当該事業のアウトプットである。さらに、分析結果が医療安全支援センターに提供されることもアウトプットと捉えられる。

医療安全支援センターの職員は、研修会において、患者とその家族の苦情や相談への対応方法を学ぶことになる。また、当センターの職員は、患者とその家族の苦情や相談への対応に、相談事例の分析結果に係る情報を役立てることができる。したがって、職員の研修会への参加および相談事例の分析結果の入手は、職員の技能向上へと繋がる。このように職員の技能を向上させることが、当該事業の中間アウトカムである。

さらに、当センターの職員の技能向上は、患者とその家族の医療相談に対する満足に繋がるのが考えられる。これも事業の最終的な成果に繋がる中間アウトカムと捉えることができる。

この中間アウトカムは、患者とその家族の医療に対する不安を解消することに繋がるであろう。当該事業の最終アウトカムは、患者とその家族の医療に対する不満が解消されることである。

(5) 事業の目標の設定

ロジック・モデルによって示された事業のアウトカム（成果）の中から、中間アウトカムである「相談した患者とその家族が、

医療相談の対応に満足すること」を実績目標として掲げる。医療安全支援センターの職員の業務が、患者やその家族からの相談への対応であるため、当該アウトカムはセンター職員に因る成果といえる。したがって、当該目標は、当センターの職員の相談業務を支援する事業の成果を示す目標として妥当と考えられる。

なお、最終アウトカムである「患者とその家族の医療に対する不安が解消される」は、実績目標として不適切である。なぜなら、患者とその家族が、医療に対して不満を持ち続ける理由は、医療安全支援センターの相談業務などによるものではなく、当該患者とその家族が通院または入院している病院職員の対応といった外部要因の影響が大きいと推測されるからである。

(6) 評価指標の選定

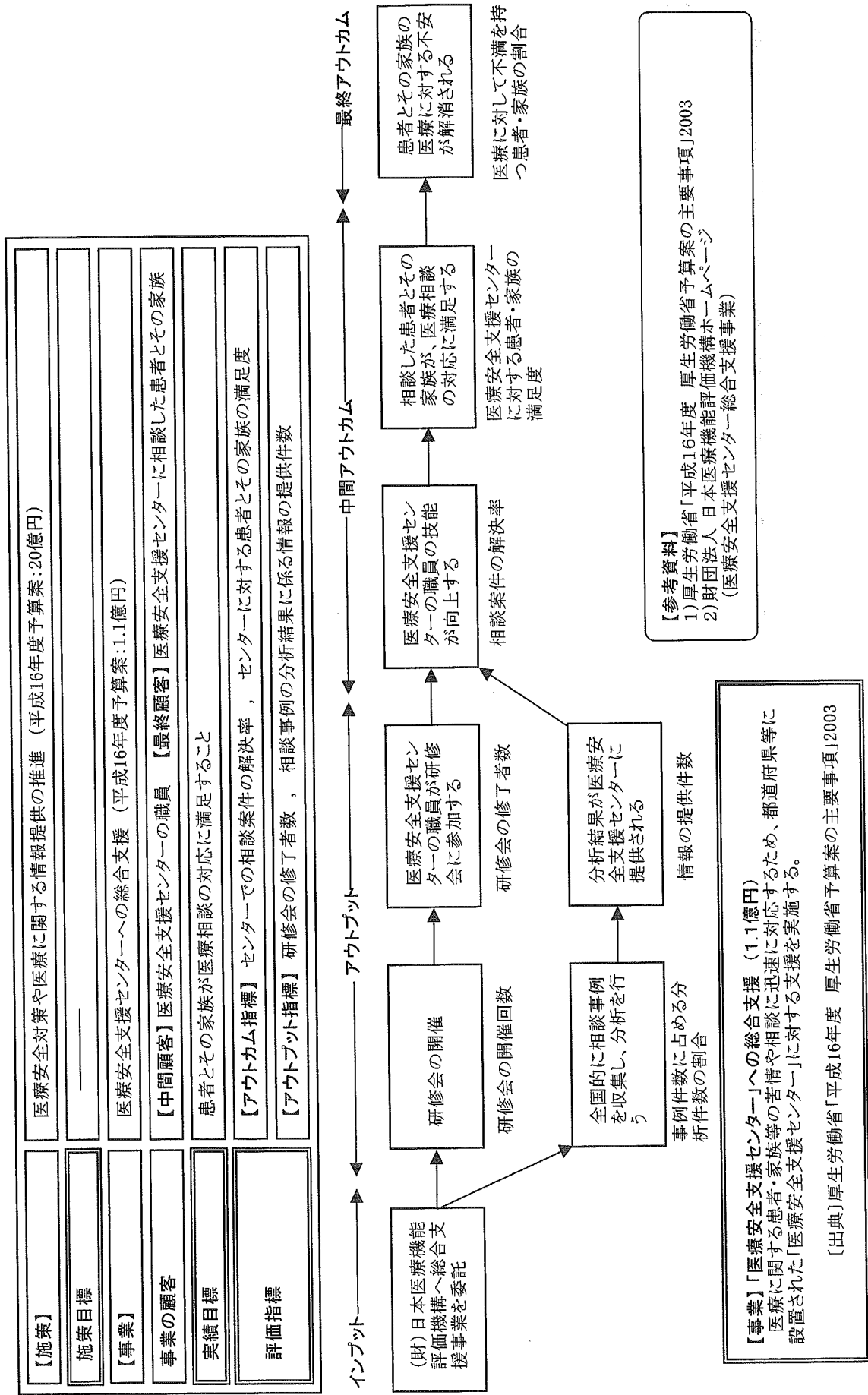
ロジック・モデルによって示された事業の業績情報の中から、中間アウトカムである「医療安全支援センターでの相談案件の解決率」と「医療安全支援センターに対する患者とその家族の満足度」をアウトカム指標として掲げる。

「医療安全支援センターに対する患者とその家族の満足度」に類似したデータとして、東京都保健局が収集している「相談者の納得度」がある。ただし、東京都保健局の「相談者納得度」は、センター職員（相談員）の主観的な評価であり、相談者である患者および家族の満足度とは少し隔たりがある。

アウトプット指標としては、医療安全支援センターの職員の研修会への参加状況を確認するために、「医療安全支援事業に係る

研修会の修了者数」を掲げる。また、相談事例の分析結果の医療安全支援センターへの提供状況について、「相談事例の分析結果に係る情報の提供件数」を選定する。この2つのアウトプット指標は、インプットである「厚生労働省から日本医療機能評価機構への総合支援事業の委託」と因果関係が明確であるため、選定することが妥当と考えられる。また、中間アウトカムである「医療安全支援センターの職員の技能向上」と十分な因果関係があることも選定する根拠となる。

図1) 医療安全対策や医療に関する情報提供の推進



2. 「女性のがん」への挑戦

(1) 評価対象となる施策の選定

「平成 17 年度 厚生労働省予算案の主要事項」によると、厚生労働省における『女性のがん』への挑戦に 42 億円の予算が要求されている。そこで、当該施策を評価対象とする。

(2) 施策の目標の明確化

当該予算案では、施策『女性のがん』への挑戦の目標が、「乳がんの受診率の向上」および「乳がんの死亡率減少効果のある検診の推進」であることを示唆している。また、乳がんの死亡率減少効果のある検診とは、マンモグラフィによる検診であるとしている。

当該施策では、乳がん及び子宮がんの検診に対する啓発普及活動の推進も行うことになっている。これは、「乳がんの受診率の向上」に繋がる活動と考えられる。

そこで、当該施策の目標は、施策の最終的な成果と考えられる「乳がん及び子宮がんによる死亡率の減少」とする。

(3) 評価対象となる施策に係る事業の明確化

当該施策では、施策から予算の配分を受ける事業が、分化されていない。つまり、施策と事業の概念を分けていない。本来は、当該施策の活動が、事業ということになるであろう。本研究では、評価対象となる施策に係る事業は、施策と同様に『女性のがん』への挑戦とする。

当該事業について、予算書では、42 億円が要求されている。しかしながら、250 台のマンモグラフィの整備や乳がん及び子宮

がん検診に対する啓発普及活動のみでは、当該予算額を必要としない。また、当該事業では、250 台のマンモグラフィの整備を図ることを予算書に明記しているが、全国の市町村に整備を図るためには、台数不足である。したがって、予算書には記載されていない活動に、当該事業の予算を配分する予定であることが窺える。つまり、予算書では、セオリー評価の対象である平成 17 年度の全事業を明らかにしていないといえる。

以上のことから、当該施策は、予算の配分を受けるべき事業が複数存在すると考えられる。そのため、本来は、当該施策の活動を明確に区分した事業を策定した上で、ロジック・モデルを作成することが望ましい。

(4) ロジック・モデルの作成

本研究では、『女性のがん』への挑戦事業の一つであると推測されるマンモグラフィの整備について、事業の顧客の分類を行い、ロジック・モデルを作成する。

当該事業の中間顧客は、マンモグラフィを設置することで、発見率の高い乳がん検診の実施が可能になる市町村である。そして、最終顧客は、マンモグラフィによる乳がん検診を受診する女性である。この顧客の分類を踏まえて、当該事業のロジック・モデルを作成した(図 2)。

まず、当該事業におけるインプットは、マンモグラフィの整備のための国庫補助である。当該補助金により、全国の市町村において整備されるマンモグラフィが、アウトプットである。さらに、市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の実施が、

当該事業のアウトプットとなる。

そして、マンモグラフィの台数が増加することにより、女性のマンモグラフィによる乳がん検診の受診機会が増加することは、当該事業の中間アウトカムであると予測できる。しかし、マンモグラフィの台数の増加が、単純に受診の増加には繋がるわけではない。当該事業において乳がん検診の啓発普及の実施もあることから、マンモグラフィによる乳がん検診の受診の増加が期待される。

乳がんの早期発見がもたらす効果として、手術の成功率の向上が期待される。したがって、当該事業の最終アウトカムは、乳がんによる死亡率の減少であろう。ただし、癌の早期発見が必ずしも癌に因る死亡の減少には繋がらないという見解もあり、当該最終アウトカムの位置付けは、確実に正当性があるとは言い難い側面もある。

なお、当該事業には、子宮がん検診に対する啓発普及活動も含まれている。通常、子宮がん検診と乳がん検診は、担当する診療科および医師が異なる。したがって、子宮がん検診と乳がん検診の啓発普及活動は、区別されるべき事業である。

(5) 事業の目標の設定

マンモグラフィは、乳がんを発見するための医療機材である。そのため、マンモグラフィを市町村へ設置する効果は、乳がんの発見である。乳がんの発見が、乳がんに対する医療処置へ繋がる。

当該事業では、検診機器の設置による効果が、短期的に確認できると考えられる「マンモグラフィによる乳がんの早期発見の増加」を実績目標として掲げることが妥当で

ある。

当該事業のロジック・モデルで示した最終アウトカムの「乳がんによる死亡数の減少」は、達成を確認するまでに長期間を要する目標となると考えられる。そのため、短期目標である事業の目標、いわゆる実績目標として不適切である。

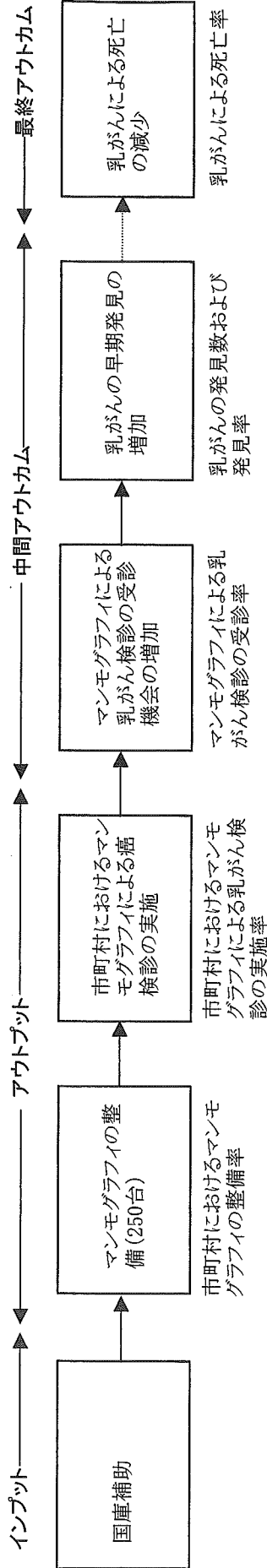
(6) 評価指標の選定

当該事業の目標達成度を測定するアウトカム指標としては、「マンモグラフィによる乳がん検診の受診率」および「乳がんの発見数および発見率」を掲げる。当該指標は、市町村におけるマンモグラフィによる癌検診の実施と十分な因果関係があるため、選定することが妥当である。

アウトプット指標としては、「全国の市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の実施率」を選定する。当該指標は、マンモグラフィの整備のためのインプットである国庫補助との因果関係が十分に認められる。また、当該アウトプット指標は、当該事業の乳がん検診の啓発普及活動を加味すれば、アウトカム指標である「マンモグラフィによる乳がん検診の受診率」の増減の要因を示す指標としても有効である。

図2) 「女性のがん」への挑戦

【施策】	「女性のがん」への挑戦 (平成17年度予算案:42億円)
施策目標	乳がん及び子宮がんによる死亡率の減少
【事業】	「女性のがん」への挑戦 (42億円)
事業の顧客	【中間顧客】市町村 【最終顧客】女性
実績目標	マンモグラフィによる乳がんの早期発見の増加
評価指標	【アウトカム指標】 乳がんの発見数および発見率、マンモグラフィによる乳がん検診の受診率 【アウトプット指標】 市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の実施率



【参考資料】
 1) 厚生労働省「平成17年度 厚生労働省予算案の主要事項」2004
 2) 厚生労働省「がん検診に関する検討会「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診の見直しについて」癌検診に関する検討会中間報告」平成16年3月

【事業】「女性のがん」への挑戦 (42億円)
 女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備を図るとともに、乳がん・子宮がん検診に対する啓発普及活動等を推進する。 マンモグラフィの整備 250台

(出典)厚生労働省「平成17年度 厚生労働省予算案の主要事項」2004